

NEWS (PRESS) RELEASE

令和 7年 3月26日 志摩市観光経済部観光課

地域活性化起業人(企業派遣型)の受け入れについて

タイトル





JAPAN AIRLINES

志摩市では、総務省「地域活性化起業人」制度を活用し、「日本航空株式会社」と、出 向社員の取り扱いに関する協定を締結し、令和7年4月1日より、社員を受け入れます。

「日本航空株式会社」からの社員受け入れは、令和3年4月の受け入れ以降、2度目の 受け入れとなります。

※令和3年3月24日に、志摩市と日本航空株式会社において、「志摩市と日本航空株式会社との連携協定」を締結しています。

■派遣企業

東京都品川区東品川二丁目4番 1 1 号日本航空株式会社

■派遣社員氏名

早川 泰広(はやかわ やすひろ)

■派遣期間

最長で3年間(令和7年4月|日から令和|0年3月3|日)

概 要

■派遣社員略歴

平成 | 0年にジャルセールスに入社。

入社以降、航空券、ツアー商品の販売業務、インバウンド業務や団体手配など 旅行業務全般に従事。

直近では中部支社において、地域の自治体や企業とともに、 地域活性化の取り組みを行う。

■志摩市での役職

観光経済部 副参事

■志摩市での主な業務

- ・観光 PR、国内外からの誘客に関する業務
- ・志摩市における観光戦略(施策)の立案及び実施に関する業務
- ・持続可能な観光地域づくり推進に関する業務
- ・志摩市との連携協定書に記載する連携協力事項に関する業務





【地域活性化起業人制度を活用した民間企業からの社員受入状況】

派遣企業	受入年月	備考
日本航空株式会社(株式会社ジャルセールス)	令和3年4月	受入終了
株式会社近畿日本ツーリスト	令和3年7月	受入終了
ソフトバンク株式会社	令和4年4月	
クラブツーリズム株式会社	令和4年4月	
ABC Cooking Studio 株式会社	令和5年7月	
株式会社システナ	令和6年4月	

お問合せ先

志摩市観光経済部観光課 担当者:谷水·原条

TEL: 0599-44-0005 FAX: 0599-44-5262 E-mail: kanko@city.shima.lg.jp

地域活性化起業人(企業人材派遣制度)

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら 地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員(在籍派遣)

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に 三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

- ①3大都市圏外の市町村
- ②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

<u>1,432市町村</u>

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

〇観光振興

〇地域産品の開発・販路拡大

OICT分野(デジタル人材)

〇地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援)

〇中心市街地活性化

等

特別交付税措 置

- 〇派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円/人
- 〇起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人
- 〇起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体 (派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

期間

6ヵ月 ~ 3年

自治体

ます。 民間のスペシャリスト人材 を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら 取組を展開



(協定締結)

民間企業

━ 社会貢献マインド 人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見